

内閣官命(一)

内閣人第二八号

起案

平成二九年二月一六日

裁可 上奏 決定  
平成 年月日 平成 二九年二月一七日

施行  
平成 年月日 平成 二九年二月一七日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

西

内閣官房副長官

東



内閣總務官

麻生 国務大臣

塩崎 国務大臣

稻田 国務大臣

鶴保 国務大臣

高市 国務大臣

山本(有)国務大臣

石原 国務大臣

松本 国務大臣

金田 国務大臣

世耕 国務大臣

今村 国務大臣

丸川 国務大臣

岸田 国務大臣

石井 国務大臣

加藤 国務大臣

山本(幸)国務大臣

松野 国務大臣

山本(公)国務大臣

菅 国務大臣

山本(幸)国務大臣

松



立

立

判事深山卓也

高等裁判所長官に任命する

内閣

(三月十四日予定)

内閣

最高裁人任第254号  
平成29年2月15日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 寺田逸郎



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(さいたま地方裁判所判事) 判事 深山卓也

(発令希望日 平成29年3月14日)

## 高等裁判所長官任命資格調

(平成29年3月14日)

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
東京高長官	さいたま地判事	深山卓也	62	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号、第3号

裁判所								
年号		出生地		現住所		本籍		
月	日	事	項	年	月	日	氏名	旧氏名
六〇	五九	五七	五四	一〇	三	二八	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格
四	四	四	四	四	一〇	八	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了
一三	一	一三	一二	一	八	東京大学法学部卒業	東京地方裁判所判事補に補する	兼ねて函館家庭裁判所判事補に補する
簡易裁判所判事に兼ねて任命する	兼ねて函館家庭裁判所判事補に補する	判事補に任命する	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	司法試験管理委員会	最高裁判所
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	昭和二十九年九月二日	深みやまたく也



3丁		裁判所						年号		月		日		事項		内閣		府名	
		平成四月一日	平成四月一三日	那霸地方裁判所判事に補する	兼ねて那霸家庭裁判所判事に補する	福岡高等裁判所那霸支部勤務を命ずる	福岡高等裁判所那霸支部勤務を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	内閣									
一一〇	一	八月四日	八月一一日	東京地方裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	福岡高等裁判所那霸支部勤務を命ずる	福岡高等裁判所那霸支部勤務を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	内閣									
する	平成八年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	平成八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	法務省民事局参事官に充てる	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	東京簡易裁判所判事に補する	福岡高等裁判所那霸支部勤務を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	内閣									
								法務省	法務省	内閣									

深山卓也

裁判所										年号	月	日	事項	法務省	深山卓也
4丁	平成九	一	六	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	平成九年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	併任の期間は平成九年十二月三十一日までとする	平成九年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	併任の期間は平成九年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	
〃	〃	〃	〃	〃	一〇	一	一〇	九	一〇						
九		〃													
一八		九			五										
法制審議会幹事に併任する	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	平成十年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	平成十年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする
〃	〃			〃			〃	〃	〃	〃					

5丁		裁判所		年号		月		日		事項		府名	
〃		〃	〃	平成一一	一	四	平成十一年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	八	平成十一年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	法務省	深山卓也		
九		〃	一	四	三〇	四	併任の期間は平成十一年十二月三十一日までとする	平成十一年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する	平成十一年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任する	法務省	深山卓也		
一八		七	一	二	一一	一一	併任の期間は平成十二年十二月三十一日までとする	平成十二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	平成十二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	深山卓也		
法制審議会幹事に併任する	併任する	併任する	併任する	併任の期間は平成十二年十二月三十一日までとする	平成十二年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	併任の期間は平成十二年十二月三十一日までとする	平成十二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	平成十二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	平成十二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	深山卓也		







9丁		裁判所			年号	月	日	事項	法務省	序名
平成一六	六	一	六	一						
六	一八	一	六	八	一七	七	九	併任の期間は平成十六年十二月三十一日までとする 検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する	併任の期間は平成十六年十一月三十日までとする 法務省大臣官房審議官（民事局担当）に充てる	併任の期間は平成十七年十二月三十一日までとする 法務省大臣官房審議官（民事局担当）に充てる
六	併任する	併任の期間は平成十七年十一月三十日までとする 検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する	併任の期間は平成十八年十二月三十一日までとする 平成十八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	併任の期間は平成十八年十二月三十一日までとする 検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官						

深山卓也

## 裁判所

年号

月

日

事

項

序

深山卓也

特別考試担当)に併任する

併任の期間は平成十八年十一月三十日までとする

平成十九年度司法書士試験委員(筆記試験担当)に

併任する

併任の期間は平成十九年十二月三十一日までとする

法務省大臣官房付に充てる

かねて法務省大臣官房審議官(総合政策統括担当)

に充てる

法制審議会臨時委員の併任を解除する



